

補論

ここでは数式を使って、提言した資産移転（贈与・相続）税が資産移転に中立的になることを説明する。本文同様、簡単化のため金利はゼロとする。資産総額 A が親から子どもに M 期間に渡って移転されるとしよう。 G_t を第 t 期の贈与額、 B_M を遺産額とすれば、

$$A = B_M + \sum_{t=1}^M G_t \quad (\text{A.1})$$

毎期、控除枠 I_t が割り当てられる。原則一定額 I （例：110 万円）だが、累積控除額が上限 \bar{N} を超えないように調整がなされる。前期までの累積控除枠 N_{t-1} 、今期選択した控除額を x_t とすれば、 $I_t - x_t$ が繰り越されるため、来期の累積控除枠は、

$$N_t = N_{t-1} + \delta_t I_t - x_t \Rightarrow N_t - N_{t-1} = \delta_t I_t - x_t \quad (\text{A.2})$$

ただし、 δ_t は申告したとき 1、無申告のときにゼロをとるダミーである。（無論、無申告であれば $x_t = 0$ ）。第 t 期まで (A.2) を加算すると

$$N_t = \sum_{j=1}^t (N_j - N_{j-1}) = \sum_{j=1}^t \delta_j I_j - \sum_{j=1}^t x_j \quad (\text{A.2}')$$

積控除枠 N_t は $-\bar{N} \leq N_t \leq \bar{N}$ の範囲に制約されるため、 $I_t = \text{Min}[I, \bar{N} - N_{t-1} + x_t]$ 及び 選択可能な控除の上限は $x_t \leq \text{Min}[G_t, \bar{N} + N_{t-1} + I_t]$ となる。第 t 期に新たに加わる課税贈与額、及び当該期までの累積額は

$$H_t = G_t - x_t \Rightarrow \sum_{j=1}^t H_j = \sum_{j=1}^t G_j - \sum_{j=1}^t x_j = \sum_{j=1}^t G_j + N_t - \sum_{j=1}^t \delta_j I_j \quad (\text{A.3})$$

本稿の資産移転税は累積贈与額を課税ベースとする。他方、前期の贈与税額は還付される。

$$\tau_t = T(H_t) - T(H_{t-1}) \Rightarrow \sum_{j=1}^t \tau_j = T(H_t) \quad (\text{A.4})$$

上式から贈与資産の累積課税になっていることが分かる。相続時の控除額は

$$D_M = Z + N_M - \sum_{t=1}^M \delta_t I_t (= Z - \sum_{t=1}^M x_t) \quad (\text{A.5})$$

で与えられる。このとき贈与・遺産を合わせた第 M 期の累積課税資産は

$$\begin{aligned} W_M &= B_M + \sum_{t=1}^M H_t - D_M = B_M + (\sum_{t=1}^M G_t + N_M - \sum_{t=1}^M \delta_t I_t) - (Z + N_M - \sum_{t=1}^M \delta_t I_t) \\ &= B_M + \sum_{t=1}^M G_t - Z = A - Z \end{aligned} \quad (\text{A.6})$$

最終期の税額は $\tau_M = T(W_M) - T(H_{M-1})$ である。従って、相続（被贈与）人の生涯を通じた資産移転税の総額は

$$\sum_{t=1}^M \tau_t = T(W_M) = T(A - Z) \quad (\text{A.7})$$

これは移転のタイミングに拠らない。 M 期は親の死亡期であるが、予め知られている必要はない。結果として生涯ベースの課税が実現する。